

野田笛浦自筆『海紅園小稿』について

山本武夫

野田九浦画伯に日蓮辻説法圖の作品がある。その筆端に精悍な日蓮の氣魄が溢れ、感銘を覚えた。先頃、九浦氏逝き、その親族の野田静子氏及び日下部智氏（東京理科大学教授）より野田笛浦自筆の『海紅園小稿』を本所に寄贈された。その御好意を謝し、紹介することにする。九浦氏は笛浦の嫡孫である。

野田笛浦は丹後舞鶴の人である。野田家は、牧野親成に従つて舞鶴に移つたのであるが、家格は平士級であつたようである。笛浦の家系は、次の如くである。

——第之丞——一平——新——

——笛浦——鷹雄——九浦

笛浦は、寛政十一年巳未六月一日に舞鶴にて生まれ、名は逸、字は子

明、通稱は希一郎、笛浦或いは海紅園と号した。安政六年七月二十一日、舞鶴に没した。享年六十一歳、法名、栢林院殿會譽亭居士（舞鶴市

大野辺無常院に葬る）。

文化六年、江戸に遊学し、古賀精里の塾に入った。野田家の伝えるところに依れば、家が貧しかつたので食客の状であつたといふ。一説に依れば、藩が学資を支給したものというが、その徵証はない。その後、精里の子侗庵が儒官であつた昌平齋の寮に入つた。昌平齋時代のこととは、若干ではあるが、その文集の中に散見する。彼が世に知られたのは、二十八歳、得泰船の事に關係して以来である。

文政九年、清國の商船得泰（船号）が上海沖を航行中、風浪に流され

て日本の駿河清水港に漂着した。代官羽倉外記（諱は用九、簡堂と号し、古賀精里の門人）は、彼等に應接し、長崎に回送するためには才ある者の派遣を幕府当局に求めた。儒官古賀侗庵の人選で野田笛浦が選ばれ、清水港に至つて應接に当り、ついで長崎まで同行した。この船上に、朱舜水の後裔といわれる朱柳橋や楊啓堂・劉聖孚等の知識人が乗船していた。清水港から和歌山・下関・平戸を経て長崎に至る六十三日間、笛浦はこれらの人々と筆談によつて交を暖めた。この筆談が後に整理され、刊行されたのが『得泰船筆語』である。

** 右書は、紀州藩飘葉館藏版で、鷗外藏書の印のある東京大学附属圖書館本は、上下合冊で刊記はない。この書は、刊行前にも轉写されて讀まれたらしく、私も『得泰船筆語抄』と題する一本を藏している。

この時の筆語である。因みに、簡堂遺文の解説に「『云漂客筆語、又得泰船筆語』とあるが、前者は可であるが、後者は誤認である。書中、笛浦に觸れている。

簡堂 「前途那智瀑布懸崖三千尺、直下海浜、眞天下偉觀也」

朱柳橋 「俟至彼處、觀瀑布之勝、當作小詩文、野田君回日呈電」

簡堂 「笛浦余同門、相識二十年、莫逆之情、兄弟不知也、幸先生善親之」

朱柳橋 「野田君人極風雅、恨相見之晚、長途正好談、自當照料一切也」

この航海は、沐浴不能と一つの悲しいことを除いては、凡ね、楽しい日々であった。それは、笛浦が「舶中客凡一百十有六人、而其風調洒脱可喜者、雲漳陳君一人」と評した陳雲漳の死である。陳雲漳は、船が紀伊に至つた時、病の爲、三月二十一日没した。死するに臨み船窓に寄らせ、「美哉海山、吾觀之而斃、則勿有悔焉耳」と言を遺した。享年四十

三。このため船は二木浦に寄港し、海福山最明寺に葬った。その墓誌銘に曰う。「日出之邦、南紀之地、浦有和歌、瀑有那智、厥水厥山、秀且美矣、魂而安耶、何問海内外」(『海紅園文稿』陳雲潭墓誌銘)。

航海とは言え、六十三日に亘る長期であつたから、筆語の内容も多岐に及んでゐる。陸稼書や呂晚村を論じ、詩文を語り、貿易にふれ、俗事にも及んでゐる。この時期の笛浦は、詩文に最も関心が深かつたようで、善い意味での教養人で、一分野に偏し他を顧みない狹さはなかつた。性格的にも所謂道学臭はなく、多分に文人であつた。しかし、「晚村之不臣於貴朝者、是余之所以最信晚村」(呂晚村は明の人、清朝に仕はず)と直截に述べているところ、節なき人ではない。また、知識欲も旺盛で、船中唐語を修得しようとしたり、洒脱な一面も時には見せてゐる。冗長にして不充分な説明を加えるのを避け、その簡潔な会話のいくつかを掲げることにする。

笛浦「我邦有文武両科、文官以文才取之、武官以武技取之、而至高官顯職任國家之責、則非文武全才無取也、今武鑑内開列文武之士、而其独以武名編者、蓋矯末世文弱之弊者」

○柳橋「日本人少、故衣食多足、我邦人衆、故貧乏之人多」

笛浦「我邦富則富矣、人不必少、唐山貧則貧矣、人不必衆矣、自古貴邦稱爲繁富、而今嘆貧乏何也」

柳橋「我邦雖繁富、而近歲貧乏之人居多、蓋古礼儉勤之風漸靡、人流奢侈、是以致衣食之不足」

笛浦「我邦以質实立国、故不用儉而不得不儉矣、貴邦以文華立国、故不用奢而不得不奢矣、以儉奢判我邦及貴邦之貧富、抑末也」

○笛浦「我邦越前人、前年漂到滿韃奴兒干地方、觀門戶神画源判官義経

像云云、世或稱貴邦太祖爲源判官後、不知貴邦有伝之者乎」

柳橋「以前余觀日本書、我朝天子先世姓源、係日本人、今忘其書名、我邦或伝以爲康熙帝自言、均不知其信」

○劉聖孚「倉橋君扇面上所写肖像何人」

笛浦「瀟洒美丈夫、非卿而誰」

聖孚「豈其然乎」

笛浦「前言戲之耳」

○聖孚「僕亦常如斯、但閑坐無聊之余、最易生思鄉之念」

笛浦「桑蓬射天地、馬革裏屍、皆男兒之事、善哉、諸葛武侯之言云、

丈夫遨游、何必故鄉、因知終日不食終夜不寐以思、無益不如忘矣」

○笛浦「清港所隨帶之奚具、甚屬粗品、然觸興試一著、未必不在風流韻事也」

笛浦「好而不高、現刻願乞教」

笛浦「平素所談、不在舌而在筆、今日所談不在筆而在手、烏知手談之妙不勝筆談也」

○楊啓堂「僕、以前於長崎、觀貴邦人所著武鑑、不知何書」

笛浦「武鑑猶貴邦縉紳全書、開列諸侯及麾下官員爵名、今年某作某

県、明年某陞某府、其所記大要如此、然官爵轉則時々改換、不必等

啓堂「歲月」

啓堂「武鑑開列文武之士、而何独以武名之」

啓堂「吾邦善奕者多、而不及貴邦之有法」

啓堂「先生無双国手、寔情唐人葉異、相爭半日、未得一勝、可恨可

恨」

笛浦「初信菴莫之言、非謙辭」

啓堂「弄唐人、何其甚也」

○笛浦「楊兄有妓麼」

啓堂「引田屋絲萩、試以日本字写之、いとはぎ、我二十一歲往崎港、

共走九次、經營一切、眼目在崎、不得安鄉」

笛浦「昔賈浪仙曾渡葉乾水、有并州故鄉句、今子九次往崎、況有萩

妓、待子久矣、子之望崎陽、不趨并州也」

啓堂「我非鳥也、烏得一舉到崎乎」

笛浦「雖身無彩鳳雙飛翼、心豈無靈犀一点通乎」

○笛浦「術士有採戰之法、法如何」

柳橋「一日夜能交接、數十次不倦」

笛浦「楊蘇二州頃之妓、才色雙絕、非他妓之可比也、小說中所記如

此、昔稱廣東福州多美人、今尚然麼」

柳橋「北地之妓、工琵琶小曲、人極俏麗、廣東有六篷船上娼婦、各曰

珠娘、亦多美色」

笛浦「聞及、唐山斷袖之癖、古今成風、甚者其愛過於婦人、未知然

否」

柳橋「我邦京師及官遊遠客、不能攜帶婦女者、往々以龍陽爲消遣、閩省地方人々皆好、過於女子、故諺有契兒契弟之說」

さて、船は三月九日清水港を発してから、四月廿四日に平戸田助浦に達した時、浅瀬に乗り上げ、清人の間で大混乱が生じた。人命に損傷がなかったので、然るべき處置を施し、離礁したが、その拾収は憂鬱であった。やがて長崎に到着し、待望していた江芸閣に面晤することもできた。尤も、芸閣の船団は風浪のため分散し、屋久島、薩摩野舟、琉黃島、朝鮮に到着し、彼も辛酸を経たのであった。長崎滞在中は、法規があるため、唐人との交流は不自由であった。唐館では、七月三日に笛浦

らを招いて飲酒観劇の催を行った。この日、演じた唐劇は仙祝王母壽・天官賜福・財神・団円・私下三関で、笛浦は私下三関に最も興味を感じた。また、この日初めて江芸閣と筆談したのである。後述する『海紅園小稿』に寄せた芸閣の文の日付が丙戌夏六月二十三日となっているのは、笛浦の作品が既に芸閣に届けられていたのである。

* 江芸閣「通友及楊朱劉三子嘖々稱先生、且捧讀尊著海紅園集、欣慕有日、今天忽聞盛鶯到劉景筠館、倉皇訪及、得挹風彩」（筆語）

二

『海紅園小稿』は、文政九年には脱稿しているから、文人笛浦の青年期の作である。清水から長崎への船中で、朱柳橋に草稿を示して評及び

序を乞うてゐる。『筆語』によれば、

李斯論

周公東征論

釣游記
(秋文政乙酉八月記)

○柳橋「笛浦先生所隨帶尊著、願乞借」

笛浦「海紅園小稿一卷、係客歲之所作、蕪雜固知不足供大雅之台覽、然僕已辱我翁之知、何有所隱、望我翁之指摘無隱」

柳橋「承示尊著文詩、容細々展讀、但恐弟荒陋、不能窺見高深也」

○柳橋「尊作高妙、予謬加評序、恐有未當、尚望高明鑑之」

笛浦「一々評隠、加之以高序、不啻十明之龜也、但稱揚過當、容身無地、然如我柳爺々、誠足稱海外知己」

劉聖孚「謹誦尊著、其識趣之高、廻出常情、不唯文筆佳也」

○笛浦「舟次匆忙之間、而斐然成章如此、亦足以窺我翁學殖之雄」

劉聖孚「謹誦尊著、其識趣之高、廻出常情、不唯文筆佳也」

笛浦「赧然之至」

という次第であり、この時、評を加えられた『小稿』が、この自筆本である。この『小稿』には、江芸閣の跋文も加えられ、更に、頬山陽・頬杏坪・菅茶山・篠崎小竹・古賀桐庵・古賀穀堂に評を求め、それぞれの序文、批評の語が書き加えられている。

現在、この『小稿』は折本に装潢されている。そして、笛浦の生存中には刊行されなかつた。刊本は、明治十四年七月に野田鷹雄氏によつてなされたのみである。自筆本と刊行本と比較すると若干の差異が見られる。次に、収載詩文の目次を并記する。

朱柳橋序	自筆本
朱柳橋序	刊本
頬山陽序	
古賀穀堂序	
登嶽紀行序	

朱柳橋序	自筆本
朱柳橋序	刊本
頬山陽序	
古賀穀堂序	
登嶽紀行序	

初冬夜坐	○春雨江行	○秋扇歌	○秋扇歌
新柳	花溪泛舟	停琴待涼月	停琴待涼月
○早発	秋晚漫吟	題理繡圖應高田公達需	題理繡圖應高田公達需
首夏道中	睡起煎茶	新柳	題理繡圖應高母公達需
○春遊	謝母寄衣	春游	題理繡圖應高母公達需
舟曉	○花下醉臥	首夏道中	題理繡圖應高母公達需

詩味	茶味	客味	題画(舟曉)
書味	茶味	酒味	丹波道中(雨中晚步)
縱筆	茶味	茶味	晚游湖上(晚泛湖上)
姚崇論	淮陰侯論	李斯論	秋夜書感(初冬夜坐)
登嶽紀行序	淮陰侯論	周公東征論	題畫

○山園秋眺
雨中晚步
晚泛湖上

○春園所見

○山中道中

十味詩稿

原士首

花溪泛舟
題畫

藍書してある。江芸閣と小竹とは字体が判然としているので混乱するこ
とはない。山陽の評は、笛浦に止まらず、柳橋・芸閣にまで及んでい
る。數箇所にみられるが、その一例を挙げる。しかも、この部分は、刊
本には全く改められている。爲に、頭書された評語が讀者に意を解し難
いものになっている。次に掲げるのは、「李斯論」の始めの部分である。

(刊本)

山陽批

姦雄之所恃以制一時之勢而逞其術者。独有權而已矣。非、豊
爵高位也。夫有爵位而無權。則空位耳。何用之爲。然則何
柳橋云、句太冗長。以得權乎。兵法曰。先人則有奪人之心。彼角鈕之相爭角
也。二人力相敵。而甲贏乙輸者。甲先乙也。是故姦雄之相
奪也。(以下略)

(自筆本)

山陽批

姦雄之所恃。以制一時之勢而逞其術者。独有權而已矣。非、
必四行也。以下至我奪之。豊爵高位也。夫有爵位而無權。則空器耳。何用之爲。(必也
之法然則何刪去曰。先人則有奪人之心。山陽筆) 意謂(柳橋筆)
心也。二人則有兵。則奪也。器中有至宝。而後有器之權矣。然而天下皆愚而我獨智。則
其權歸我。苟有與我相抗者。勢不得不相分矣。分則不得不
相爭矣。(爭則奪我不奪) (之則彼奪之則我奪之)
可刪(山陽筆) (相似柳橋筆)
二人以下十五字不
彼角鈕之相角也。(二人力相敵而甲贏乙輸者甲先乙
也) 是故姦雄之相奪也。(以下略)

○印は刊本に不収載。

右で解るように、順序が異っていること、刊行本は若干の詩を除いて
いること、題名の変更がなされていること等が判明する。朱柳橋の序及
び批評・批点は、船中で施され、朱書である。長崎に到着して、江芸閣
にも同様のことを求め、墨書で書き加えられている。これが六月二十三
日である。そして帰路は陸路を採り、途中で頬杏坪、菅茶山に問を乞う
た。次に、篠崎小竹、頬山陽の順で評を求めた。小竹は墨書し、山陽は

右の部分では、自筆本にある小竹の批点が消去されて居り、山陽の頭
書の意見が本文に組みこまれ、その頭書 자체は消去している。その爲、
柳橋の頭書が意不明になってしまったのである。朱の括弧は柳橋の筆で
あり、「二人以下云々」の山陽と柳橋と異なる意見も刊本では伺い知る
ことができない。

「山園秋眺」の詩は刊本に収められていない。柳橋は、この詩を「工

緝」と評し、圈点を打つてある。これに対し、山陽は、「丹楓以下三句可改、柳橋未深於詩者」と評している。

木落山容瘦 丹楓賛小園 松簷閑造化 風月別乾坤 僧返溪邊寺
人耕耘外村 紅霞鳥背散 一抹照黃昏

また、「觀棋記」一篇には朱柳橋・小竹・山陽の評語が附されているが、刊本では柳橋・小竹の二人のみで山陽の評語は略され、小竹の評は初めの部分のみの採録である。即ち、小竹の場合は、「雜著中此篇爲魁、嗚呼以下直接其人不存云 更覺簡勁」であり、山陽の「覺冗長可刪處不少……」は全く略されている。「周公東征論」の一章も、前記の「李斯論」と同じ状況がみられる。

刊本は必ずしも自筆草稿の忠実な附印を意図したものではないが、この自筆本と対校することによって、不可解であつたことが氷釋でき、且つ、刊本にはない評語の見出すことのできるのは珍重である。刊本の校正上の誤を指摘できることは云うまでもない。

笛浦の詩は、『新撰名家詩集』(有朋堂文庫、昭和二年刊)に、「九勝室」「大觀堂」「秋成書感」「秋曉」「蘇李泣別図」の五首が採録されている。また、『嘉永廿五年家絶句』(嘉永元年刊)にも在る。文章は、他に『海紅園文稿』(写本)がある。これには、「贈桑名大夫吉村君序」「紙鳶說」「磬石記」「瀧瀧館賦」「海月樓記」「題南嶺後赤壁図」「翁南隱賦」「櫻堂記」(天保三年の記か)、「送後藤子文遊松島序」「上舅氏藤山君書」「恭賀舅氏藤山君陞上士序」「越谷桃花記」(天保三年の記)、「陳雲漳墓誌銘」(文政九年)の諸篇が収めてある。これは、「小稿」に引續いて纏められた書であろう。伝えるところに依れば、『笛浦鄙稿』がある由であるが、未見である。或いは、この『文稿』のことであらう。

か。

* 「櫻堂記」は、その文中に「追思丙戌秋、余將赴江戸也、驅馬過九華之市、
……届指則今已六年耳、而蔚然之色、猶在眼前……」とあり、丙戌之秋と

は長崎よりの歸路を指すのであらうか。

** 笠浦の略歴は、（京都府）加佐郡誌、人名辞典等に簡単に記されているが、野田九浦氏の覚書に負うところ多かった。また、舞鶴藩学問所奉行創設を笠浦の施策とするが、日本教育史資料は元治元年創設として居り、暫く後考を俟つ。『海紅園文稿』の在否について太田晶二郎氏の御造作を患わし、尊経閣文庫にて披見することができた。併せて感謝の意を表する。